

※計画修正箇所抜粋になります。
(追加は下線、削除は見え消し)

にっしん ^{しあわ} 幸せ まちづくり フラン



第2次 日進市地域福祉計画
第4次 日進市地域福祉活動計画



日進市、社会福祉法人日進市社会福祉協議会



- (3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～
- ◎ (4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～
- 【重点事業5】「つどいの場」の開設支援** 83
- ◎ (1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～
- (2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～（再掲）
- (3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～（再掲）
- (4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～（再掲）
- (5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

第5章 計画の推進

- 1 今後の推進体制** 89
 - (1) 地域ネットワーク(主に小学校区)の役割
 - (2) 協働ネットワークの役割
 - (3) 行政機関ネットワークの役割
- 2 計画の進捗管理** 92
- 3 評価指標と目標値** 93

資料編

- 1 計画策定の経緯** 97
 - (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会の開催日程
 - (2) 日進市わたしのまちのサポーター会議の開催日程
 - (3) プロジェクト会議(庁内検討会議)の開催日程
- 2 計画策定委員会等設置要綱** 101
 - (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会設置要綱
 - (2) 日進市わたしのまちのサポーター会議設置要綱
- 3 計画策定にご協力いただいた委員等** 105
 - (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会
 - (2) 日進市わたしのまちのサポーター会議
 - (3) プロジェクト会議(庁内検討会議)
- 4 計画策定に係る市民からの意見聴取** 108
 - (1) 日進市福祉コミュニティ意識調査
 - (2) わたしのまちの座談会
 - (3) パブリックコメント
- 5 地域福祉に関わる本市の各種データ** 109
- 6 日進市地域社会資源一覧地図(小学校区)** 114

再構築に向けても重要な役割を果たすものとして、今後は位置づけることができると考えています。

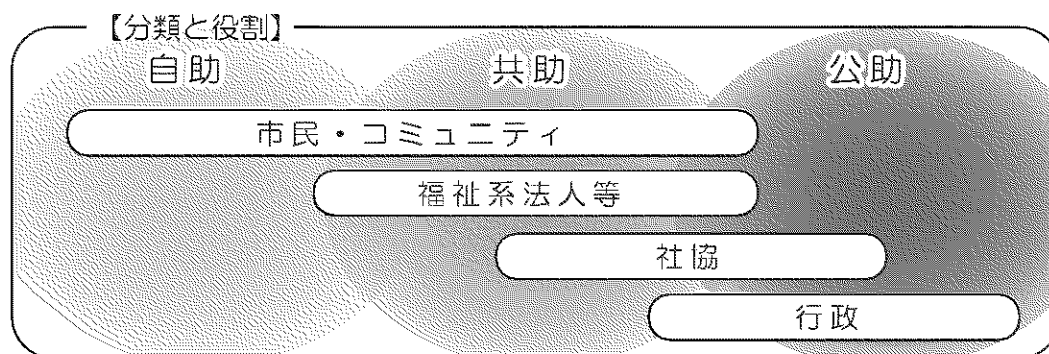
(4) 実施主体の分類と役割

本計画では、本市の自治の基本事項を定めた日進市自治基本条例第3条に定義されている「市民」と「コミュニティ」のうち、活動する主体の性格とその活動内容をわかりやすく表現するために、地域において福祉活動を行うことを目的とする団体などである「福祉系法人等」(※)、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であることが法的に位置づけられている「社協」、そして「行政」の分類で整理しています。

※福祉系法人等：福祉事業者、NPO法人、企業をいいます。

日進市自治基本条例第3条(定義) 抜粋

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。



①第5次日進市総合計画における位置づけ

平成23年度～平成32年度を計画期間とする「第5次日進市総合計画」では、「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」を将来都市像として定めています。また、6つある基本目標の一つに「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」を掲げており、その中に「地域福祉」が位置づけられています。

本市は、若い世代が多く住む地域と高齢化が進む地域が混在し、その地域の実情に見合った地域福祉を進めていくことが望まれています。さらに、新たな課題である生活困窮者については、低所得者支援として、生活支援や就労支援を含んだ総合的な支援の取り組みが必要です。

「地域福祉」の施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支えあえる地域になっています。
- だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

②第5期にっしん高齢者ゆめプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(平成24年度～平成26年度)(第6期:平成27年度～平成29年度)＜高齢福祉課＞

老人福祉法及び介護保険法を根拠とし、主に高齢者福祉に関する市の方針等を定めた計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域支え合い体制づくりの推進」等

③第2次日進市障害者基本計画(平成21年度～平成30年度)＜福祉課＞

障害者基本法を根拠とし、主に障害者福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「障害に対する理解促進とまちづくりや市政への参加保障」等

④第3期日進市障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)(第4期:平成27年度～平成29年度)＜福祉課＞

障害者総合支援法を根拠とし、主に障害福祉サービスに関する計画です。
本計画での主な関連施策・・・「地域生活支援事業」の一部

⑤日進市次世代育成支援計画(平成17年度～平成26年度)

(子ども・子育て支援事業計画:平成27年度～平成36年度)＜児童課＞

次世代育成支援対策推進法を根拠とし、主に児童福祉に関する計画です。
本計画での主な関連施策・・・「すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり」等

⑥第2次いきいき健康プランにっしん21(平成26年度～平成35年度)＜健康課＞

健康増進法を根拠とし、主に保健・健康づくりに関する計画です。
本計画での主な関連施策・・・「みんなで支える健康づくり」等

⑦教育振興基本計画(平成25年度～平成32年度)＜教育総務課＞

教育基本法を根拠とし、主に家庭教育、学校教育、生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備」等

⑧男女平等推進プラン(平成23年度～平成32年度)＜市民協働課＞

日進市男女平等推進条例を根拠とし、主に男女平等推進やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域活動の場における男女平等を推進」等

⑨生涯学習4Wプラン(平成24年度～平成28年度)＜生涯学習課＞

主に生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「多様な生涯学習の場・機会の提供」等

⑩環境基本計画(平成16年度～平成35年度)＜環境課＞

日進市環境まちづくり基本条例を根拠とし、主に生態系や自然環境・生活環境に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「コミュニティ」等

⑪第2次食育推進計画(平成26年度～平成30年度)＜産業振興課＞

食育基本法を根拠とし、主に食生活に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「食を通じて豊かな『心』を育みます」等

⑫地域防災計画＜危機管理課＞

災害対策基本法を根拠とし、主に各種災害時の防災対策に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「災害時要援護者の安全対策に関する計画」等

⑬都市マスタープラン(平成23年度～平成32年度)＜都市計画課＞

都市計画法を根拠とする、まちづくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「“にぎわい”と“ふれあい”を生み出す新たな『都市拠点』の形成」等

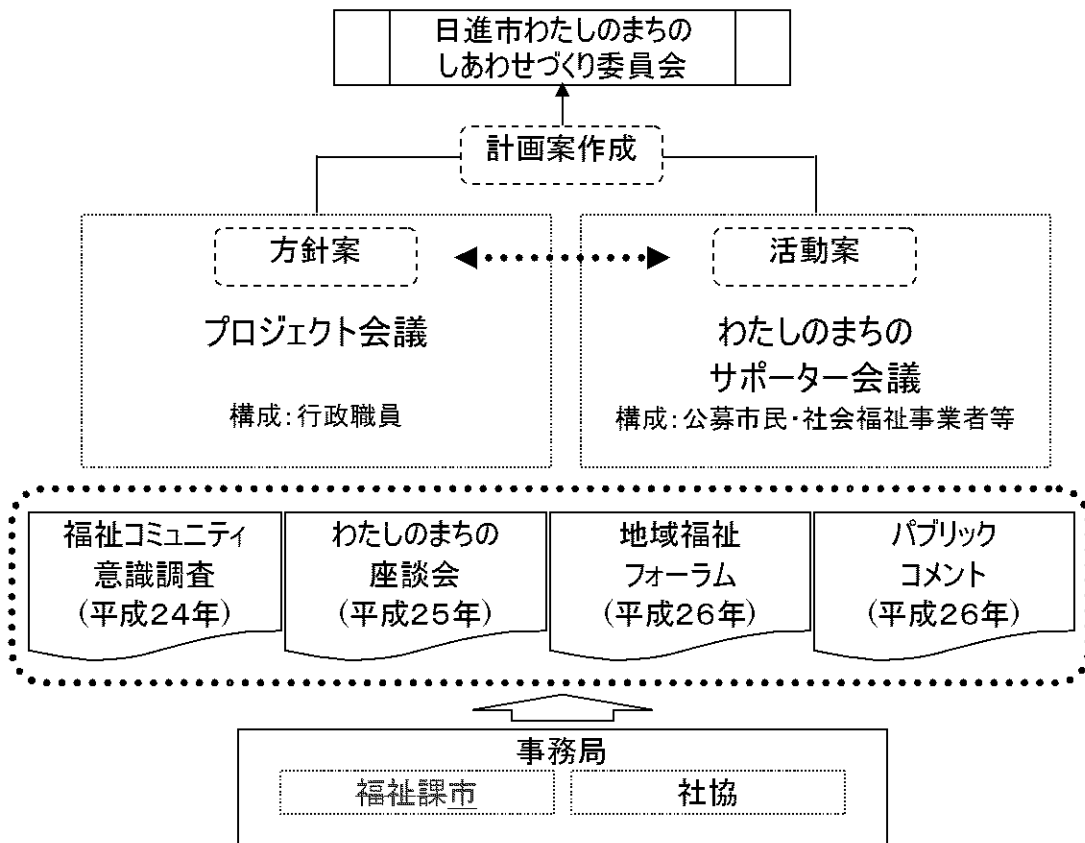
(7) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度～平成36年度の10年間とし、5年目の平成32年度には地域福祉活動計画の中間見直しを行います。

3 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民との協働が重要であり、本市では、次のような体制・手法を採り入れ、市と社協とが連携・協働して策定しました。

計画策定にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的な内容としていくため、意識調査や地域座談会を市と社協が協働で行い、計画策定委員会についても一体化しています。



■計画策定委員会

地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教育関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公募市民等による委員で構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」を設置し、計画に対するご意見を伺いました。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な福祉活動への積極的な参加と、ルールを守った施設利用に努める。また、空家等の提供や福祉を目的とした募金等への協力を努める。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の活動に対して、所有する施設や空スペース等の貸し出しに努める。 ○ 資金データベースに対する募金等に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金データベースの資金を地域還元するため、地域の「つどいの場」の運営継続に係る活動資金や情報提供などの支援を行う。 ○ 資金データベースや空家データベースにおいて、資金や空家等に関する情報提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康推進と介護予防をキーワードに「つどいの場」づくりを進め、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。 ○ 福祉センターや福祉会館など、地域の福祉施設の利便性を高める施策(福祉事業所の非営利活動など地域貢献を目的とした活動の利用開放等)を検討する。 ○ 資金データベースや空家データベースが効果的に機能するよう、必要な支援を行う。

(3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

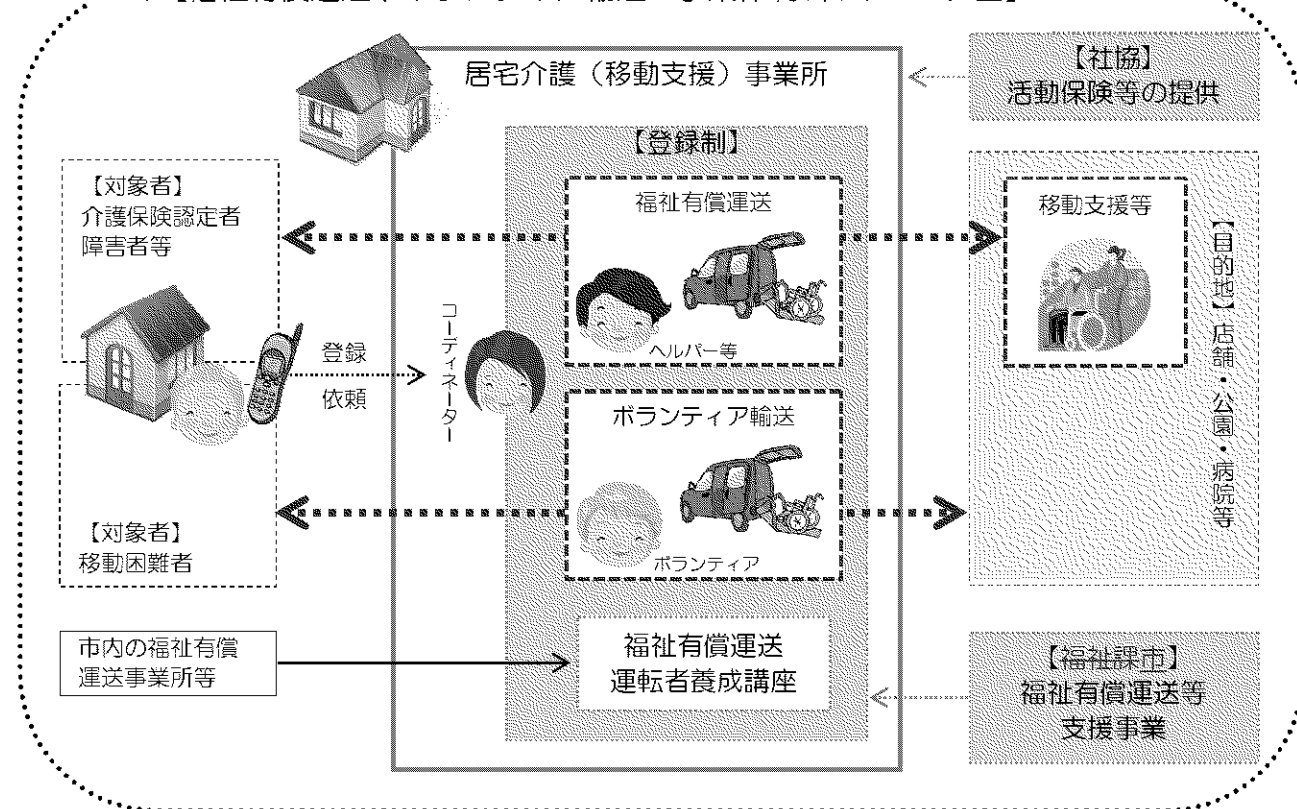
市内では既に地域福祉に関連する団体や事業者による様々な地域福祉活動が行われています。そうした活動が継続していけるようにするためには、新たなボランティア等の養成やボランティア活動をしてみたい人が必要な情報を必要とときに得られる環境づくりが大切です。

そのため、中央福祉センターにおけるボランティアセンターの機能強化を図ることで、にぎわい交流館(市民活動センター)や図書館等を活動拠点とするNPOやボランティア団体などの活動情報を集約し、連携を希望する企業や大学、市民とのコーディネート機能などを強化していきます。

また、ボランティアに興味のある人や活動を希望する人が、必要な情報を得られるように、積極的な情報の提供に努めていきます。

さらに、移動に困難を抱える人が様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送(※1)を行うNPO等の団体を支援していくことで、地域との交流を図ることができるように地域づくりを進めていきます。

※1【福祉有償運送やボランティア輸送の事業体制(案)イメージ図】



第4章 地域福祉活動計画

1 基本的な考え方

本計画の策定及び計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

(1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画

活動計画は、「地域福祉計画」の基本理念・基本目標に基づき、地域で行われる活動を具体的に推進していくための実行計画です。

(2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化

活動計画では、「地域福祉計画」が示す3つの基本目標に基づいた事業を展開していきます。具体的に、だれが、どの活動について、どのようなことを取り組んでいくのかを整理し、5つの重点事業に整理します。

- 【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充
- 【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援
- 【3】協働による地域の見守り支援体制の充実
- 【4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編
- 【5】「つどいの場」の開設支援

各重点事業については、今までに行ってきた座談会やサポーター会議からの意見などをまとめた「現状と課題」を挙げ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とのつながりをわかりやすくするために、関連する基本施策を明記し、「だれが? (※)」・「何をする?」のか具体的な指針としています。

また、事業を推進するためには、「地域福祉計画」の基本目標や基本施策をまたぐ展開が必要となることから、5つの重点事業も相互に関連しながら進めていくことになります。

なお、重点事業の中で、事業の推進を行っていく上で、特に重要となる活動に「◎」を記載し、計画の中でも優先的な取り組みを進めていきます。

※本章の課名については平成27年度行政機構の名称を記載しています。

【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

—現状と課題—

- これまで、社協において、南ヶ丘区・五色園区の2地区と、日生東山園・日東東山・御岳自治会の3地区を小地域活動モデル地区事業として支援を行ってきました。
- 積極的に自治組織の支援を図っていくためには、コミュニティ施策や防災・防犯事業などの福祉行政以外との連携強化が必要となります。
- 地域の状況に応じて、地域福祉活動を実施する協働組織が求められ、区や自治会等の地域に密着した自治組織単位において、協働組織のあり方について課題共有を図っていくことが必要となります。
- 地域の課題は、地域の実情に応じて様々です。そうした課題の解決には、連携が必要となる団体等も多種多様となります。また、長期的な支援が必要な場合もあり、継続的にその課題にかかわるキーパーソンの育成が必要となります。
- 地域で連携が必要な団体は、地域に根付いた地縁型コミュニティ(区や自治会等)と活動目的を共有するテーマ型コミュニティ(NPO等)であり、両組織の連携調整を図ることで、より効果的な活動になっていくと考えられます。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「大きなまちづくりではなく小さなまちづくり」「自治活動の各グループ間のつながりが弱いと感じる」「地域の活動の基本である区制度、自治会の活用を当面進めて効果的に組織づくりをする」「小学校区の中での交流を深め、生活の質を高める的な施策」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- (1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～
- ◎(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～
- ◎(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～
- (4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～
- (5) 広がる連携 ～小学校区単位のネットワークを構築します～

◎(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人の抱える問題を地域の抱える問題として共有化していくためには、自治組織単位などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要です。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を通じて市民相互の理解を深める。
福祉系法人等	所在する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を共有する。
社協	自治組織単位での希望に応じて「住民座談会」を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政（地域福祉課）	「住民座談会」に参加することで、地域課題の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

《コラム》 みんなで話して、みんなで聴く「住民座談会」とは…

「もう少し××が〇〇だったらいいのに…」といった、みなさんが暮らしていく中で、多かれ少なかれ抱える、ちょっとした困りごとや悩みごとがあります。これらを同じ地域のみなさんで話してみると、ご近所の方が同じ悩みを抱えているかもしれません。既に解決策を持っている人たちや、助け合うために動いている人たちがいるかもしれません。こうした話をつなぐ場、「住民座談会」を地域たすけあい相談員が開催します。

「住民座談会」は、区や自治会の協力を得て開催することで、わたしたちが住んでいるまちの事をみんなで考え、みんなで動き出し、活動が目に見える地域で実施します。

友達づくり・場所づくり・活動づくりなど、これからのキッカケづくりとして、是非、みなさんで話してみませんか。まずは、わたしのまちから。住みよい「まちづくり」をはじめましょう！

◎(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～

地域の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等の参画や連携が必要となります。これらの人々をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な連携先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や協働組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」と行うとともに、協働組織に対して継続的に参画する。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力を行う。
社協	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、設置後の活動支援など、協働組織の設置に向けたコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

《コラム》協働組織とは…

地域福祉の推進を図ることを目的に、自治会長やその経験者、老人クラブ・子ども会・民生委員児童委員などの、地域で活動するボランティアが集まり、地域活動を推進するための協議や活動を行う組織のこと。現在「南ヶ丘福祉まちづくり協議会」や「御岳福祉まちづくりの会」などが立ち上がり、住民主体の福祉活動をみんなで考えて、活動しています。様々な人が関わることで、多くの知恵や技術が集まり、地域課題の解決に向けた活動を生み出したり、地域で活動をする人たちを支える役割をもっています。

(4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～

「住民座談会」で寄せられた地域課題を地域のみんで解決していくため、協働組織等による活動の立ち上げや支援の実施、「つどいの場」づくりなど継続的に課題解決に取り組める運営体制づくりのために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、協働組織等においてどのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを行う。
福祉系法人等	地域からの要請に応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への協力を行う。また、行政等と連携し、個別課題を抱える人の把握や支援を行う。
社協	住民座談会や協働組織の準備会等、定期的な話し合いの場を開催し、市民の自主的な運営の支援を行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成をする。
行政（地域福祉課）	必要に応じて生活支援コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行う。協働組織の継続的な運営やさらなる活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協働組織活動の支援方法について検討する。

《コラム》地域活動って、どうするの

地域に必要な活動を立ち上げていくとき、その活動をお手伝いしたい・こんな活動をしてみたいといった、市民からの活動希望の声を集めるために住民座談会のような気軽に声を出せる場所が必要となります。

南ヶ丘の登下校見守り隊は、住民座談会の中で「近くでマンションの建設があり、トラックが増えて、子どもの登下校が心配」との声を受けて、できる人ができる事からはじめようと、活動がはじまりました。

また、御岳福祉まちづくりの会でも、昼間の活動に顔を出さない人がいるなら、夜間に集会所を利用してみんなの居酒屋をやってはどうかと座談会で話されたことをきっかけに、男性も料理の腕を振るって夜の交流会がはじまりました。こんな活動がしてみたいと考えている人たちをつなげて、組織的な支援の輪が広がっています。

(5) 広がる連携 ～小学校区単位のネットワークを構築します～

地域活動を推進するためには、災害時だけでなく、日頃から様々な地域と連携や協議する場が重要です。ひとつの地域だけでは解決できない課題を、小学校区単位に広げることで、協力者や理解者を多く募り、広域の課題解決に向けた取り組みが進むこともあります。こうした連携を進めていくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	主に小学校区単位にて設置する「地域たすけあい会議」に参加し、地域課題の共有化や情報交換を図る。
福祉系法人等	必要に応じて「地域たすけあい会議」「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、事業や活動の周知・共有と地域との可能な連携を行う。
社協	広域地域活動の調整機関として、主に小学校区単位に「地域たすけあい会議」を設置する。また、全市域の課題共有や情報交換を行う「地域たすけあい会議連絡会」を開催する。
行政（地域福祉課）	「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、全市的な課題の共有を図り、施策への反映に努める。また、必要に応じて、小学校区単位の「地域たすけあい会議」に参加し、必要な支援・助言等を行う。

《コラム》「地域たすけあい会議」とは…

各小学校区をひとつの圏域と考え、圏域内における、区や自治会の代表者、民生委員児童委員、老人クラブ役員、子ども会役員、事業所の代表者などで構成される会議を想定しています。（地域によって構成員は異なります）

区や自治会の活動だけでは、解決できないような課題に対して、小学校区単位の既存組織である家庭教育推進委員会や地域合同総合防災訓練の会議などと連携を行うことや、協働組織が必要な地域に対しては働きかけを行い、設置を進めていきます。

—活動内容—

◎(1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～

当事者等が地域で相談することができ、孤立化しないためには、支援者によるアウトリーチ支援を行うとともに、当事者等が相談した先で必要な情報を得られ、適切な支援機関につながるような関係機関の連携が必要であるため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等が、気軽に相談ができるように、地域の回覧板等において相談窓口の周知や紹介に努める。
福祉系法人等	相談に関するネットワークを強化するため、協議会や研修会に積極的に参加し、情報共有を図る。また、事業等に関係する当事者が困難を抱えている場合に、積極的に専門機関等につなげる。
社協	地域福祉に関係する機関や団体等をつなぐネットワークの中核を担うとともに、地域課題の共有化を図っていくため、必要に応じた研修会や交流会等を開催する。
行政(地域福祉課・高齢介護福祉課・児童子育て支援課・健康課・生活安全課・学校教育課・収納課)	行政組織の横断的な支援を調整し、福祉に関する総合相談窓口を設置する。また、福祉・就労・教育・医療・保健などの専門部署による横断的な連携体制の構築を進めるための個別ケア会議等を開催する。

《コラム》滋賀県野洲市の取り組み

野洲市パーソナル・サポート・サービス・モデル事業は、借金等生活困窮者や、生活面での不安定さ等から求職活動をはじめられない人を対象に、それぞれ職員が自分の領域以外の仕事に関心を持って「おせっかい」をすることを連携の基本としています。野洲市では、市民生活相談室が中核となり、福祉・就労・教育・保健・税務・人権等の関係部署、社協・民生委員・不動産会社等の関係機関がつながり、自立した社会参加をめざして支援を行っています。こうした様々な問題を抱える相談者に対応するため、地域全体の関係機関のネットワークを充実させることをめざす事業が、モデル的に実施されました。「一人ひとり、取りこぼすことのない包摂する仕組みづくりの実現」を目標として、多重債務や自殺予防、就労支援等の様々な取り組みが行われています。

◎(2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～

発達障害や高次脳機能障害、難病などの障害のある人や何かしらの生活のしづらさを感じている人、貧困やひきこもり、孤立死などの課題解決に向けた意識を高めるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	新たな社会問題を積極的に学び、自分たちの問題として関心を持ち続ける。可能な範囲で、新たな社会問題に対する講習会や研修に参加する。
福祉系法人等	事業等に関係する当事者等に、必要な情報提供や周知啓発を行う。必要に応じて講習会や研修に参加する。
社協	市の啓発事業に協力し、新たな社会問題の理解や活動を広げていくため、市民に向けて講習会や研修会を開催する。
行政(地域福祉課)	新たな社会問題について理解を広げるために広報啓発を行うとともに、社協と連携し当事者等の団体の育成支援や当事者の理解や支援に向けた講演会や研修会などを企画する。

《コラム》東海市社協のひきこもり支援

愛知県内では、東海市において、支援制度の狭間となっている不登校ひきこもり支援事業を検討し、平成21年度から市が常設型相談窓口「ほっとプラザ」を設置し、社協に運営を委託して実施しています。ひきこもり状態や不登校で悩んでいる本人や家族の相談を行なうとともに、一人ひとりが自分のペースで、自分を大切にできるような居場所を利用者とともにつくっています。

(3) 交流活動 ～当事者活動の支援～

当事者等が自立と社会参加を進めていく上で、困難を抱える当事者同士が気軽に交流のできる場は、お互いを支え合い、日常生活の回復や社会性を伸ばすきっかけとなるなど、次の一步を踏み出すための大変有効な支援となることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等が主体的に活動できるよう、地域において権利擁護意識の向上を図る。また、当事者等が気軽に立ち寄れる居場所づくりについて支援・協力する。
福祉系法人等	協働組織等の依頼に応じて、当事者等に対する専門的な支援や専門的見地からの助言等を行う。
社協	当事者等の理解を得ながら、活動場所の提供や自主的な活動組織の立ち上げや居場所の設置・運営等を支援する。また、当事者活動を支援する支援者の育成を行う。
行政（地域福祉課・高齢福祉課）	権利擁護や合理的配慮の啓発を進めるとともに、当事者の活動組織や居場所の設置・運営等に対して、活動場所の提供や必要に応じた支援、助言等を行う。

《コラム》精神保健福祉ボランティアグループ「すばる」

平成23年度の社協が開催した「精神保健福祉ボランティア講座」から有志を募り、平成25年4月からフリースペース「すばる」を実施しています。

こころの病をもつ方たちの居場所づくりを行い、お茶を飲みながらゆったりとした時間を過ごす中で、外に出かけることや話すことが苦手な人の気持ちが楽になれる「居場所づくり」が取り組まれています。

(4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

当事者等の課題を抱えた人が社会参加した後に、支え合いや生活支援を受ける中で、就労等の生活基盤の安定が必要です。当事者等が継続した就労をめざし、自立した社会生活を送れるように伴走型の支援や生活訓練等を行っていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等に対する理解を深めるとともに、日頃からの見守り活動や必要に応じた生活の支援に協力する。
福祉系法人等	就労移行支援や就労継続支援の事業所等において、障害の種別や状態に応じた支援を行う。また、当事者等の就労準備支援のために可能な協力を行う。
社協	社会参加に向けて、生活福祉資金の貸付など、必要な個別支援を行う。
行政（地域福祉課）	生活困窮者自立相談支援事業を実施し、相談支援体制を構築する。また、中間的就労を含めた就労準備支援等の可能な支援について検討を行う。

《コラム》生活困窮者自立相談支援事業とは…

金銭管理がうまくできない、仕事が長続きしないなどの、生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」が拡充されます。相談者の自立と尊厳の確保や支援を通じた「相互に支え合う」地域の構築をめざし実施されます。

自立相談支援事業は、包括的支援体制を築き、訪問支援(アウトリーチ)も含めた早期の相談支援を図る相談員として、生活や就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口として、情報とサービスの拠点として機能していきます。また、住宅確保支援や就労支援等の自立の促進を図るため、必要な方にその状態に応じた支援を行っていきます。

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

—現状と課題—

- 地域活動において必ず問題提起される課題は、地域のすべての市民が対象となる「災害時の地域の対応」です。南海トラフ地震による被害予測などが出されており、自然災害に対しては地域全体で考えていく必要があります。
- 防災活動に関しては、市民の中で必要性の理解も得られやすく、日常の継続的な支援は難しくても、災害時ということで支援活動への抵抗感も低く、協力も得られやすい状況があります。
- 地域においては、いざというときのために認知症高齢者徘徊模擬訓練や防災訓練などが行われています。いざというときには、地域の中の多くの個人・機関・団体の協力が必要となります。
- 地域活動には防災以外にも、防犯や交通安全、高齢者や子どもたちの見守りなど、地域で様々な見守り活動が求められます。このように、市民ができる範囲で地域と関わり続けていくための仕組みづくりが必要になります。
- 本市の市民活動支援としては、生涯学習課の生涯学習人材情報「まちかどネットワーク」事業や市民自治活動支援の拠点施設である「にぎわい交流館」があります。また、ボランティア支援として社協が運営する「ボランティアセンター」がありますが、連携した取り組みが弱い状況です。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「情報収集と見守り対応の問題がある」「登下校時の児童の保護」「意志の有る人材発掘と育成」「ぶらっとホームやほっとカフェなど「つどいの場」に出てこられない人が心配(ひきこもり、高齢者等)」「DV、虐待等の見守り」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～
- (2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～
- (3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～
- (4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～
- (5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

—活動内容—

◎(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～

地域の中には様々な課題があります。また、同じ地域で暮らす人が互いを思いやり、それぞれの暮らしの中で支え合い、見守り合う活動が重要となっています。日常生活や様々な活動の中に見守り等の福祉の視点を持ち、活動を効率的に連携していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	様々な活動団体の目的を知り、課題共有や連携を図るため、興味のある研修会等に積極的に参加する。
福祉系法人等	地域の見守り活動と積極的に連携を行うとともに、事業に関係する研修会等に積極的に参加する。
社協	見守り活動を行う団体をつなげ、裾野を広げることで、見守り活動の重層化をめざす。見守り活動を行う人材の育成のため、市民活動のきっかけづくりの講座である「まちの守り人養成講座」等をボランティアセンターにおいて企画実施する。また、受講者への支援を行う。
行政(地域福祉課)	広報等において「まちの守り人養成講座」等の周知・啓発を図る。また、見守り活動を行うために必要な支援を行う。

《コラム》市内の様々な見守り活動について

自主防犯・防災グループや交通安全見守り等のグループ活動、認知症サポーター・子ども110番の家などの個人や企業・団体の活動など、活動の仕方や考え方は様々です。また、日常生活の中の活動が、ちょっと見方を変えると立派な見守り活動になることも考えられます。香久山地区では「犬友の会」が犬の散歩に併せて、地域の見守り活動を行うなどの取り組みが行われています。

(2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～

地域において安心して生活していくためには、多くの個人・機関・団体が見守り活動について理解・協力し、それぞれの役割を意識しながら、地域の取り組みに協力することが必要です。また、日常生活の中で福祉の視点を持った啓発活動を推進し、防災・防犯・交通安全・子ども110番・認知症高齢者徘徊模擬訓練や防災訓練などの活動に多くの人に参加を促すとともに、地域の店舗等に見守り活動への協力を促すため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	見守り活動を理解し、積極的に訓練・活動への参加をする。
福祉系法人等	認知症理解への取り組みや、認知症見守り支援の登録など、地域において活動する見守り活動に関する事業に協力する。
社協	住民座談会等において、見守り活動の必要性や様々な見守り支援に関する情報提供を行う。
行政(危機管理課・生活安全課・学校教育課・高齢地域福祉課)	様々な見守り活動への理解や協力を呼びかけていくため、必要な広報啓発を行う。また、見守り活動の継続に必要な支援や助言等を行う。

《コラム》認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム(徘徊SOSネットワークの構築)について

日進市では、認知症の方が行方不明になった場合に備え、その行方不明者の服装や特徴などを電子メールやファクスで一斉に送信し、多くの方に協力を呼びかけるシステムを構築しています。

行方不明者の情報発信は、ご家族などからの依頼に応じて、認知症サポーター養成講座修了者や福祉関係機関など、あらかじめメールアドレスやファクス番号をご登録いただいた人に対して配信しています。一人でも多くの協力者を増やし、安心な地域づくりをめざしています。

(3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～

個別支援が必要な要援護者や地域から孤立している世帯などに対し、家族等の承諾を得た上で、定期的な戸別訪問や「つどいの場」を活用し、ゆるやかな見守り活動として、見守る人も見守られる人も、お互いが安心できる距離感で活動できるようにするために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域の活動で知り得た情報を、本人や家族等の承諾を得た上で、地域や行政機関等との情報共有を行う。また、「つどいの場」等を活用し、ゆるやかな見守り活動を行う。
福祉系法人等	事業に関わる人で、地域で見守り支援が必要な場合に、本人の承諾を得た上で、行政や地域の協働組織等につなぎ、見守り活動に協力をする。
社協	見守り活動を広く周知し、活動に対する理解や取り組みの推進に向けた啓発を行う。また、地域での戸別訪問等の実施に対して助言等を行う。
行政（危機管理課・高齢地域福祉課・健康課）	災害時要援護者地域支援制度を周知啓発する。また、必要に応じて、協働組織等による情報共有に助言等を行う。さらに、見守り活動に対する理解を深めるために、周知啓発を行う。

《コラム》見守り訪問活動

いざというときには、地域に住む人がお互いのことを知っておくことで、大きな助け合いの力が生まれます。

民生委員児童委員による赤ちゃん訪問や高齢者世帯への定期的な見守り訪問活動のように、戸別訪問を行うには対象者の個人情報に対する守秘義務の徹底が求められます。日進市災害時要援護者地域支援制度では、支援を希望する人が、地域支援者の情報提供に同意することで、地域の見守りの輪を生み出しています。

地域の中で見守り活動を行うと、見守る側と見守られる側という一方的な関係になりやすい面もありますが、自立心を妨げないような、ともに支える地域づくりをめざして、助けられ上手な人を増やしていくことが大切なのではないでしょうか。

(4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～

市内で福祉事業を行う事業所が、新たな事業展開のきっかけづくりや事業改善に向けて、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた連携の促進をはかります。また、地域の福祉事業者が市民の身近な専門の相談機関として活動するために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域の福祉系法人等に相談をつなげ、相談窓口についての理解を深める。
福祉系法人等	市民の身近な専門の相談機関として、行政・社協と連携し、見守りの必要な方に対する支援を行う。また、活動分野を超えた連絡会や交流会に参加し、積極的な情報収集や連携に努める。
社協	福祉分野における中間支援組織として、分野を超えた事業所をつないでいくため、必要な情報共有や連携のあり方等を協議する連絡会や交流会を開催する。
行政(地域福祉課)	児童・障害者・高齢者などの部署を超えた連携体制の構築を行うとともに、連絡会や交流会に参加し、必要に応じた情報提供や支援を行う。 地域の福祉系法人等の身近な相談機関についての周知や紹介を行う。

《コラム》事業者連絡会の役割とは…

行政において福祉総合相談窓口が整備され、福祉分野別の相談機関の連絡調整を行っていきませんが、地域の福祉系法人等においても、市民の身近な相談機関となり、行政・社協との連携が求められています。

専門的な相談機関につながる経路は様々で、高齢者の相談窓口相談していた家族に障害のある人がいるなど、重層的な問題を抱える場合も多くあります。そのため、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた事業者間の連携促進を図り、顔の見える関係づくりが重要です。そうした連携体制のもとで、専門分野を生かした協働体制の構築をめざしていきます。

(5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

NPO・ボランティア・大学等の教育機関やその学生などの市民活動に区分けはないことから、それぞれの支援事業の登録団体や登録者が連携できることが必要です。日頃からにぎわい交流館(市民活動センター)とボランティアセンター等がつながりを持ち、情報交換やデータの共有化に努めていく必要があります。そこで、それぞれの機関や組織が連携や協働することで、得意分野や特性を発揮できるようにするため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	市民活動に対する支援のあり方について、社協や行政等と検討を行い、様々な関係機関とのより良い協働体制を築く。
福祉系法人等	事業所の特性を生かし、市民活動に対する理解と協力をを行う。
社協	相談体制の充実や市民活動のきっかけづくりとして、各種ボランティア養成講座を開催するなど、ボランティアセンター機能の充実を図る。また、にぎわい交流館(市民活動センター)等と定期的な協議の場を設ける。
行政(市民協働課)	関係機関との連携を進め、市民活動をつなげるコーディネーターの機能強化や支援体制づくりを行う。

《コラム》市民活動センターとボランティアセンターの連携

市民活動センターは、活動する市民活動団体をサポートするために「スキルアップ講座」や「社会貢献活動推進セミナー」を行い、市民が活動を知り、交流できる場所をめざしています。

また、社協ボランティアセンターは、ボランティアの自発性・自主性・社会性に基づいた支援を行い、地域のニーズに合ったボランティア養成講座を企画・実施して人材の育成をし、ボランティア相談員による活動の相談・紹介を行っています。

両センターが連携して、活動のきっかけ作りと継続した支援を行うことで、多様な市民活動の推進をめざしていきます。

—活動内容—

◎(1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～

市民との協働を進めるため、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)などに登録している個人や団体、地域の大学で活動するボランティアサークル等、それぞれの個人や団体がその活動内容や活動地域、活動日時等、細かな活動情報を登録する人材データベースを構築し、その有効な活用方法を検討していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	自分が得意なことや協力できる活動などの情報を人材データベースに登録し、活動協力への働きかけを促し、活動依頼があれば協力する。
福祉系法人等	事業所で協力可能な人材の情報を人材データベースに登録し、活動依頼があれば協力をする。
社協	ボランティアセンターが中核となって、幅広い市民活動の情報をまとめた人材データベースを設け、ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した活動情報の提供を行う。
行政(地域福祉課・市民協働課・生涯学習課)	関係する部署や関係団体に協力を依頼し、人材データベースについて周知啓発を行う。また、人材データベース運営に必要な支援を検討する。

《コラム》人材データベースの活用方法

今までは、講師人材の紹介を主とした「まちかどネットワーク」や活動を行っている団体等からニーズを聞き取り、ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のマッチングを行ってきました。活動の担い手として、より幅広く人材の募集をかけて、多様な市民活動の促進を図るために、団体組織からの依頼だけではなく、支援を必要とする障害者など個人からの依頼に対しても対応できるようボランティアセンターの機能強化が求められます。

(2) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～

全国の財団法人等による活動助成事業や行政・社協にて行う協働・助成事業、ボランティア団体に対する補助制度などがあります。活動の資金を希望する団体等に対して、助成金等に関する様々な情報を提供していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	赤い羽根共同募金や社協会費など、福祉を目的とした募金や寄付等に可能な範囲の協力を行う。
福祉系法人等	企業の社会的責任を担う活動として、地域活動への参加や協賛、寄付等、可能な範囲の協力を行う。
社協	ボランティアセンターにおいて、様々な助成事業等の情報提供を行うとともに、赤い羽根共同募金等の支援を地域福祉活動に活用する。また、社協会費を財源とした地域活動の助成事業を継続して行う。
行政（地域福祉課）	地域活動が安定的に行われるために必要な支援について検討する。

《コラム》活動資金データベースの活用方法

日進市には、環境基本計画市民活動補助金や公募提案型共同事業の実施など多くの市民自治活動団体との協働事業が実施されています。また、社協では、赤い羽根共同募金配分金を活用した地域活動助成事業として、公募団体に対して、プレゼンテーションによる助成制度があります。このような市民活動を支援する助成事業をデータベース化することで、新たな活動をはじめたい団体に対して、活動を具体化するための参考になると考えられます。

民間助成団体の情報については、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターのホームページ(<http://aichivc.jp/jyosei.html>)で掲載されています。

(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～

安定的に地域活動を行うためには拠点の確保が必要です。公共施設も活動拠点のひとつですが、スペースには限りがあることから、地域にある空家等を活用できるように必要な情報をまとめ、地域活動とマッチングしていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	空家等の情報提供を行い、利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
福祉系法人等	施設の空スペース等の情報提供を行い、地域から利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
社協	管理する施設の利用方法等を見直し、市民活動における利便性の向上を図る。また、地域の施設状況を把握し、地域活動を考えている団体や市民に情報提供を行う。
行政（ <u>地域福祉課</u> ・都市計画課）	所有者等との連絡調整を行い、空家等に関する情報を集約し、利活用できる空家等の情報を提供するシステムづくりを検討する。また、公共施設の利便性の向上に努める。

《コラム》空家データベースとは…

空家等を活用した施策などを展開するため、市内の空家等の情報を一元管理し、検索・逐次追加・削除などを行う仕組みを指します。

空家等の実態調査などを行うことで空家データベースを構築し、定住人口増加のための誘導・促進や地域活性及び地域コミュニティの維持につながる施策を行う場として提供可能な空家等の情報を集約していきます。

東山地区で展開している「ぶらっとホーム」が、空家等を利活用した「つどいの場」として地域コミュニティに活用されています。

◎(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～

移動に困難を抱える人が地域の様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送を行うNPO法人等の団体を支援していくことで、移動に困難を抱える人が地域との交流を図ることができる地域づくりを進めていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	持続可能な地域社会を構築するため、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
福祉系法人等	事業における送迎や福祉有償運送、ボランティア輸送などの実施に協力する。
社協	移動に関する活動をしたい人に適切な情報提供を行う。 活動情報の積極的な広報を行う。 事業における送迎や福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政(地域福祉課・高齢福祉課・生活安全課)	公共交通施策の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援等を行う。

《コラム》福祉有償運送とは…

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人、公益法人、社会福祉法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいい、この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長などの行う登録を受ける必要があります。

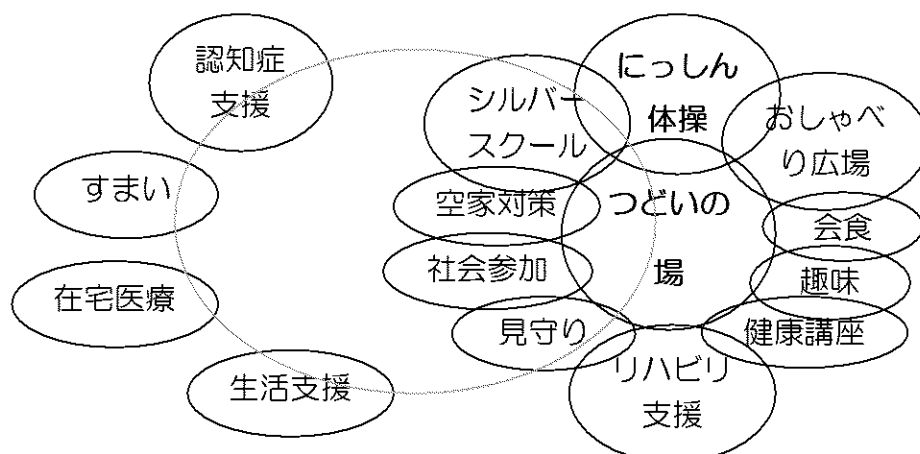
—活動内容—

◎(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～

「つどいの場」をそれぞれの地域で歩いて行ける範囲に開設し、「つどいの場」を通じて、健康づくりや余暇活動等の多種多様な場を作ることにより、制度や立場などを超えて市民が集まる「つどいの場」づくりを推進していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	様々な福祉活動に積極的に参加する。 地域の「つどいの場」を立ち上げるため、勉強会に参加するなど可能な協力を行う。
福祉系法人等	「つどいの場」の目的を理解し、空きスペースの提供や専門的な見地からの助言など、可能な協力を行う。
社協	「つどいの場」の必要性を周知啓発する。また、「住民座談会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な支援を行う。
行政(地域福祉課・高齢福祉課・健康課)	「つどいの場」が安定的に運営できるよう、既存の事業等の見直しや運営の支援を検討し、広報啓発を行う。また、健康づくりなどをきっかけとした、「つどいの場」づくりを保健センター・社協・生活支援コーディネーター・市民・コミュニティと連携して開設する。

《コラム》にっしん体操をきっかけに「つどいの場」づくり
色々なきっかけが市民の集まる「つどいの場」を生み出していきます。



(2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～(再掲)

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人の抱える問題を地域に存在する問題として共有していくために、自治組織単位などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要です。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、 <u>地域その課題</u> を通じて市民相互の理解を深める。
福祉系法人等	所在する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、 <u>地域課題</u> を共有する。
社協	自治組織単位での希望に応じて「住民座談会」を開催し、 <u>地域の課題</u> を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	「住民座談会」に参加することで、 <u>地域課題</u> の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

《コラム》地域に必要な「つどいの場」とは…

「住民座談会」から、「地域の中で交流する場がない」「顔の見える関係が薄れてきた」という声が多く寄せられることがあります。それを解決する活動として、地域の集会所や公民館を利用した「ふれあい・いきいきサロン」や「ほっとカフェ」などを開いてみてはいかがでしょうか。参加者は単にお客様ではなく、集まった一人ひとりが主役となって自分たちが作る「つどいの場」で、人と会い、話し、笑い、いろいろなプログラムにより楽しい時間を過ごす。参加者の顔が見えることでゆるやかな見守り活動にもなりますし、みんなが話していたことが新たな地域課題の発見につながるかもしれません。

(3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～(再掲)

地域の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等の参画や連携が必要となります。これらの人々をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な連携先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や新たな組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」と行うとともに、協働組織に対して継続的に参画する。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力を行う。
社協	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、設置後の活動支援など、協働組織の設置に向けたコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

《コラム》「つどいの場」開設に向けて…

地域で「つどいの場」を開設するためには、みんなに集まってもらう場所・運営する人・必要な備品等の経費が必要になります。これら、開設に向けた「壁」となる条件を、少しでも解消しやすくするために、組織的な支援が必要となります。

協働組織のみんなで協議することで、自治組織と集会所等の利用や資金援助に関する交渉、回覧板などを活用した人材の募集などの周知活動を効率的に実施することができます。

御岳福祉まちづくりの会では、社協からの補助金を活用しながら、地域活動を行う人や老人クラブ・子ども会・自治会役員等が委員として協議の場に参加し、お互いの活動を理解する中で、みんなが安心安全なまちづくりを進めています。

(4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～(再掲)

「住民座談会」で寄せられた地域課題を地域のみんで解決していくため、協働組織等による活動の立ち上げや支援の実施、「つどいの場」づくりなど継続的に課題解決に取り組める運営体制づくりのために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、協働組織等においてどのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを行う。
福祉系法人等	地域からの要請に応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への協力を行う。また、行政等と連携し、個別課題を抱える人の把握や支援を行う。
社協	住民座談会や協働組織の準備会等、定期的な話し合いの場を開催し、市民の自主的な運営の支援を行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成をする。
行政(地域福祉課・高齢福祉課)	必要に応じて生活支援コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行う。協働組織の継続的な運営やさらなる活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協働組織活動の支援方法について検討する。

《コラム》地域活動をみんなで支えるために…

協働組織を運営する一員として、「つどいの場」協力者の存在は欠かせません。地域課題を解決する場として、また、地域活動をはじめめるための気軽な場として、「つどいの場」の持つ役割は多岐にわたります。このため、自治組織と連携して、協働組織から「つどいの場」の役割を地域に理解してもらい、その運営を積極的に支援していくことが求められます。だれもが参加でき、だれもが協力できる活動が「つどいの場」であると言えます。

また、ボランティアセンターの機能として、様々なボランティアニーズのコーディネートがありますが、市民が継続的により良い「つどいの場」を運営していくために、ボランティアセンターによる助成制度や情報交換の場の支援等によって、みんなで地域活動を支えるためのコーディネートを行っていきます。

(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

だれでも参加できる「つどいの場」は、地域に顔の見える関係をつくり、ちょっとした困りごとを助け合える地域づくりをめざします。今も様々な形で「つどいの場」が開かれており、「つどいの場」に決まった形はありません。地域の状況や時代の変化に応じて、形を変えながらも地域で「出会いの場」が継続されるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	ときには運営者として、ときには参加者として、何らかの形で「つどいの場」に協力する。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けを行う。
福祉系法人等	生活支援コーディネーターと協働し、地域の「つどいの場」を把握し、必要に応じた協力や支援を行う。
社協	「まちの守り人講座」やボランティア養成講座などにおいて、地域のキーパーソンとなる人材育成を行う。また、社協会費の地域還元として、「つどいの場」の活動費の助成を検討する。
行政（地域福祉課・高齢福祉課・健康課）	必要に応じた生活支援コーディネーターの配置を行う。「つどいの場」の取り組みなどを広報啓発する。既存の事業を見直しながら、人材育成等の運営支援を行う。さらなる地域の自主的な活動の活性化を促す。

《コラム》「つどいの場」への人材支援

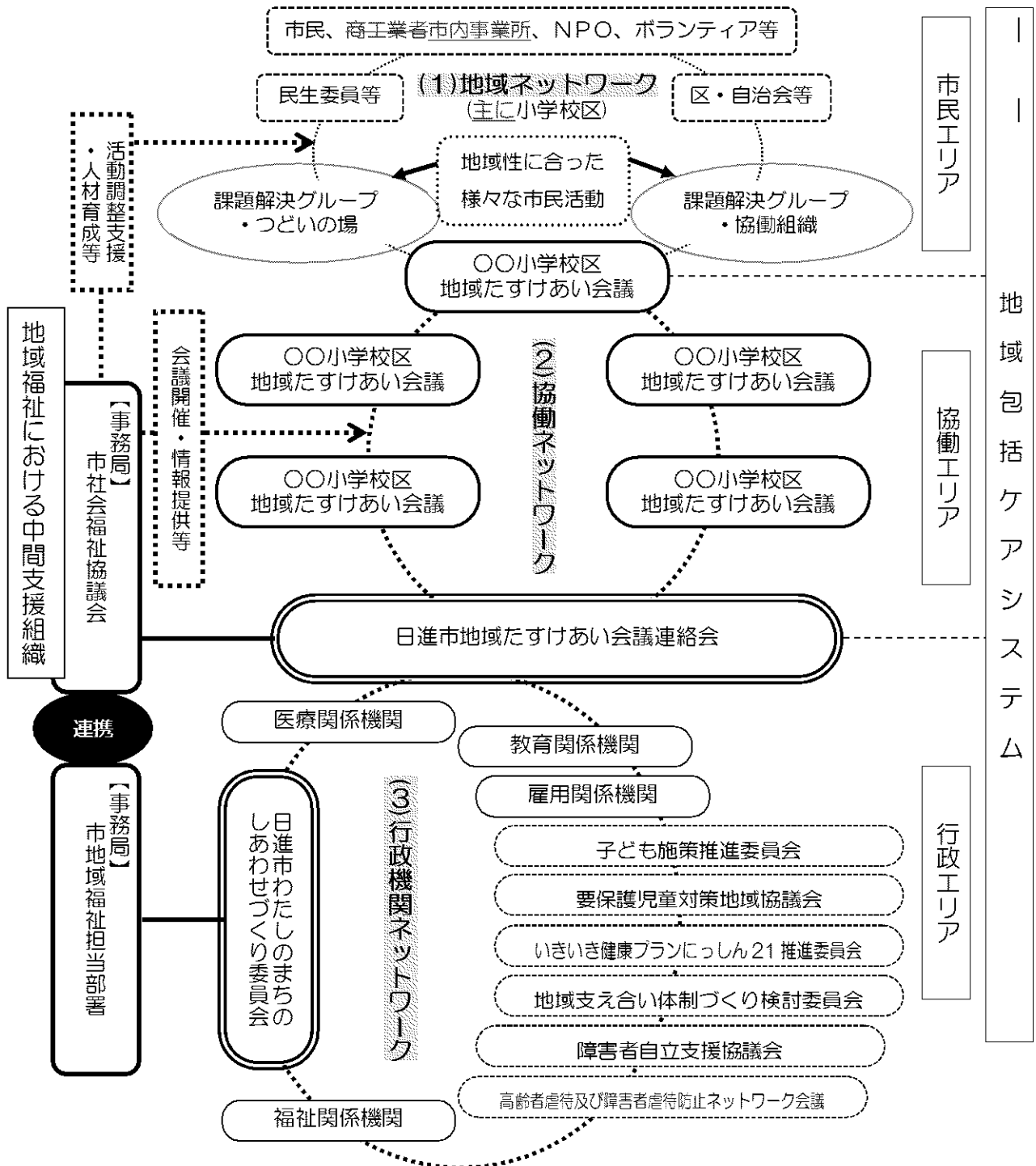
現在も、「つどいの場」には多くの人に関わり、地域活動を支援しています。保健師による健康チェックや理学療法士による介護予防・健康づくり、地域包括支援センターによる消費者被害防止の講話、地域にお住いの方が講師となって行う趣味・創作活動など、様々な支援内容があります。

地域の特色を生かした「つどいの場」に応じて、必要な人材を育成・派遣できるようなボランティアセンターなどの仕組みを、これからも継続して実施していきます。

第5章

計画の推進

1 今後の推進体制



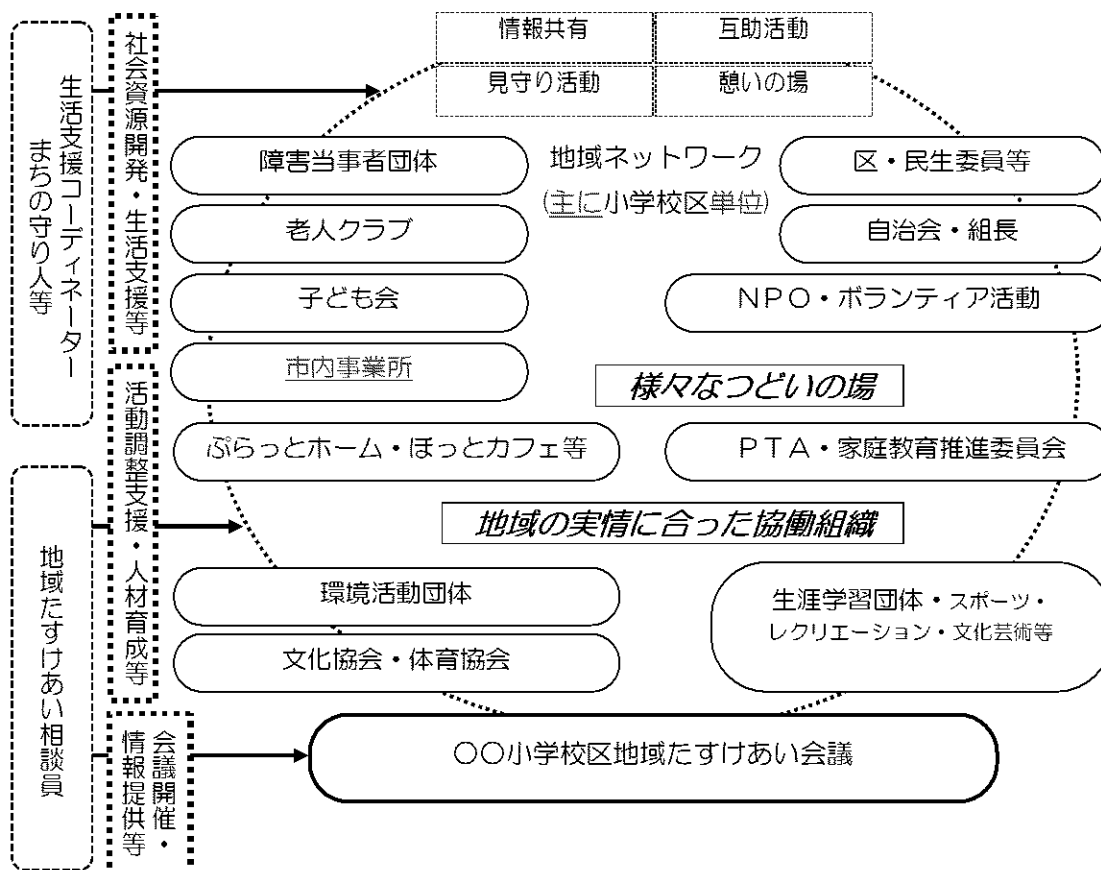
主に小学校区を単位として、地域ネットワークを構築し、地域活動を活性化していくため、社協の支援の下で地域たすけあい会議を設置していきます。

また、地域たすけあい会議の代表者等で構成する連絡会を設け、各地域の取り組みなどを情報共有し、地域課題を整理していきます。

さらに、連絡会による課題や地域福祉に関する各機関の課題を協議する機関を設けていくことで、ネットワーク範囲の規模に応じて重層的なネットワークの構築を進めていきます。

(1) 地域ネットワーク(主に小学校区)の役割

- 地域課題の把握(情報の共有化)
- 課題解決グループの調整
- ネットワーク構築(課題解決事例の共有化)
- 権利擁護意識の向上(福祉情報の提供)
- 地域資源の共有化と活動の調整 等



【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

評価指標名	主な 関係部署等(※)	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
福祉総合相談窓口の設置 【新規】	福祉部局、 企画政策課	設置なし	設置あり	
地域たすけあい相談員の 配置【新規】	社協	0地区	9地区	5年で全9小学校区
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、 社協	14回	95回	全19区等×年 1回×5年間
区・自治会での協働組織の設置	地域福祉課、 社協	2カ所※	19カ所	5年で全19区 に1カ所 ※南ヶ丘福祉ま ちづくり協議会、 御岳福祉まちづ くりの会
生活支援コーディネータ ーの配置人数【新規】	高齢地域福祉課	0人	3人	5年後までに旧 中学校区に1人
地域たすけあい会議の設 置【新規】	地域福祉課、 社協	0カ所	9カ所	5年で全9小学校区

※本章の課名については平成27年度行政機構の名称を記載しています。

【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
横断的な専門部署の個別 ケア会議の開催【新規】	地域福祉課、 高齢介護福祉 課、 児童子育て支援 課、 健康課、 生活安全課、 学校教育課、 収納課、 社協	未実施	実施	
生活困窮者等に関する研 修会開催回数【新規】	社協	0回/年	1回/年	年1回
当事者交流会の場づくり	地域福祉課、 高齢福祉課、 社協	3カ所※	5カ所	2年1カ所増 ※介護者のつど い、精神障害者の 居場所「すばる」、 認知症カフェ
生活保護世帯の就労率	地域福祉課、 社協	69%	75%	年約1%増

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
見守り活動養成人数	地域福祉課、 社協	4,193人	5,500人	年約220人増
こども110番登録件戸 数	学校教育課	548件戸	600件戸	年約10件戸増

認知症高齢者徘徊模擬訓練実施回数	高齢地域福祉課	0回/年	2回/年	5年で全9小学校区目処
防災訓練実施回数	危機管理課	2回/年	2回/年	5年で全9小学校区目処
評価指標名	主な関係部署等	現状値	目標値(5年後)	目標値根拠等
地域の自主防災組織数	危機管理課	32団体	35団体	全19区に設立(重複あり)
地域の自主防犯組織数	生活安全課	26団体	29団体	全19区に設立(重複あり)
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、社協	14回	95回	再掲
災害時要援護者数	危機管理課	1,124人	1,370人	年約50人増
高齢者世帯福祉票登録世帯数	高齢地域福祉課	906件世帯	1,150件世帯	年約50人世帯増
民生委員児童委員による赤ちゃん訪問の割合	健康課	98%	100%	対象者全員
福祉事業者交流会開催回数【新規】	地域福祉課、社協	0回/年	2回/年	5年後までに軌道に乗せる
市民活動に関する相談件数	市民協働課、社協	51件/年	56100件/年	年約10件増
各種ボランティア養成講座開催回受講者延人数	社協	20回65人/年	25回300人/年	年約10回人増

【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

評価指標名	主な関係部署等	現状値	目標値(5年後)	目標値根拠等
地域の人材情報の集約【新規】	地域福祉課、市民協働課、生涯学習課、社協	未実施	実施	

助成金等の情報の集約【新規】	地域福祉課、 社協	未実施	実施	
評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
空家等の情報集約【新規】	地域福祉課、 都市計画課、 社協	未実施	実施	
福祉有償運送実施事業者数	地域福祉課、 高齢福祉課、 社協	1事業者	3事業者	2年1事業者増

【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
ぶらっとホームつどいの場の開設 いきいき・ふれあいサロンの開設	地域福祉課、 社協 社協	622カ所※ 7カ所	4450カ所 42カ所	年約4.5カ所増 ※ほっとカフェ、 ぶらっとホーム、 ふれあい・いきいきサロン年4カ所増
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、 社協	14回	95回	再掲
区・自治会での協働組織の設置	地域福祉課、 社協	2カ所	19カ所	再掲
生活支援コーディネーターの配置人数【新規】	高齢地域福祉課	0人	3人	5年後までに旧中学校区に1人再掲
各種ボランティア養成講座開催回受講者延人数	社協	20回65人 /年	25回300 人/年	再掲